プロジェクト　ASAF 対応

項目　子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値測定

Ⅰ．本資料の目的

1. IASB は、2014 年 9 月に公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」（以下「本公開草案」という。）を公表し、2015 年 1 月にコメントを締め切った。現在、受領したコメントを踏まえて再審議を行っている。

2. 2015 年 10 月の会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）では、本公開草案の提案に関連するいくつかの事項について、取り上げる予定としている。本資料は、ASAF 対応専門委員会（2015 年 9 月 14 日開催）における議論を踏まえて修正したものであり、ASAF 会議に向けて、事務局による分析と発言案を記載している。

3. 参考として、付録に当委員会で本公開草案に対するコメントを検討する際に使用した公開草案の概要説明、及び、IASB に対して提出したコメントを掲載している。

Ⅱ．本公開草案の概要及び提案に対するフィードバック

4. 本公開草案は、これまで IFRS 解釈指針委員会に寄せられた質問を踏まえつつ、次の目的で公表されたものである。

   (1) 子会社、共同支配企業及び関連会社（以下「子会社等」という。）に対する投資についての会計単位、及び当該投資が活発な市場において相場価格がある場合（以下「相場価格のある投資」という。）における公正価値測定の方法を明らかにすること。

   → 本公開草案において、IASBは、子会社等への投資に適切な会計単位は、投資を構成する個々の金融商品ではなく、投資の全体と考えるべきという見解を示している。また、IASBは、子会社等に対する投資について会計単位は投資の全体であっても、当該投資が活発な市場における相場価格（すなわち、レベル 1 のインプット）のある金融商品で構成されている場合、当該投資の公正価値測定は、「P×Q」で算定すべきである旨を明確化するように、IFRS第 10 号、IAS第 27 号及びIAS第 28 号の修正を行うことを提案している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(2) 資産の減損において、資金生成単位（以下「CGU」という。）が活発な市場において相場価格がある企業に対応している場合（相場価格のある CGU）において当該資金生成単位の回収可能価額の処分コスト控除後の公正価値に基づく測定の方法を明らかにすること。

→　本公開草案では、相場価格のあるCGUの公正価値測定に関しても、「P×Q（調整は行わない）」によって測定すべきであることを明確化するためにIAS第 36 号を修正することが提案されている。

(3) IFRS第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS第 13 号」という。）第 48 項で例示された、市場リスクがほとんど同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル 1[1]に区分される金融資産と金融負債のグループから生じる市場リスクに対する企業の正味エクスポージャーの公正価値測定について、具体的なケースへの適用を例示すること。

→　上記の観点から、IFRS 第 13 号に設例を追加することが提案されている。

5. 前項の(1)及び(2)に関して、公開草案に対する回答者の大半は、相場価格のある投資又は CGU の公正価値を「P×Q（調整なし）」で測定することに反対していた。主な理由は次のとおりである。

(1) 子会社等の投資の測定

① 提案される測定と、公正価値で測定される会計単位（即ち、投資全体）との整合性が欠如していること
② 公正価値で測定される会計単位に関して、レベル 1 のインプットがないこと。
③ 取得価格にプレミアム又はディスカウントが含まれる場合に、P×Q では、初日の利得又は損失が生じること。
④ 相場のある投資の公正価値は、評価技法を適用するか、投資全体と投資を構成する個別金融商品の違いを反映するようにレベル 1 インプットを調整することによるか、いずれかにより測定すべきであること。これが、より目的適合性のある測定となるからである。
⑤ 相場のある投資と相場のない投資との間で公正価値測定の不整合となること。

(2) 相場価格のある CGU の測定

① 提案される測定と、公正価値で測定される会計単位との間の整合性が欠如

[1] 測定日における企業がアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）のこと（IFRS 第 13 号付録 A）。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

していること。

② CGU は、相場価格のある企業と正確に対応しておらず、同一となることは稀であること。

③ CGU の集合的な資産と定性的に異なる資産の価値（個別の金融商品の相場価格）に基づいて減損損失を認識することは不適切であること。

④ 企業が相場価格のある CGU の場合と相場価格のない CGU の場合とで、処分費用控除後公正価値に基づく回収可能価額の決定方法に不整合があること。

6. これらのフィードバックを踏まえて、今回の ASAF 会議では、ASAF メンバーに対して相場価格のある投資又は CGU の測定に関する意見を求めている。

Ⅲ. ASAF 会議で検討される事項

相場価格のある投資の公正価値測定

7. 本公開草案では、子会社、共同支配企業、関連会社に対する相場価格のある投資を公正価値で測定する場合、投資を構成する個別の金融商品の相場価格（P）と、金融商品の数量（Q）の積（P×Q）で算定すべきことを提案していた。

8. 以下は、現行のIFRSが公正価値測定を要求する又は許容するケースを整理したものである。

	連結財務諸表（IFRS第10号、IAS第28号）	個別財務諸表（IAS第27号）
子会社	投資企業により保有される場合に要求される	• 投資企業により保有される場合に要求される • 投資企業により保有されない場合には、選択可能
共同支配企業／関連会社	ベンチャー・キャピタル組織、ミューチュアル・ファンド、ユニットトラスト等、により保有される場合、選択可能	• ベンチャー・キャピタル組織、ミューチュアル・ファンド、ユニットトラスト等、により保有される場合で、連結財務諸表で公正価値測定される場合には、要求される • ベンチャー・キャピタル組織等に保有されない場合は、選択可能

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

9. ASAFメンバーへの質問は次のとおりである。

（質問事項）

(1) 投資を公正価値で測定することが要求される又は許容される場合、以下に関して、あなたの法域ではどのような状況か。

① 投資企業が相場価格のある子会社の投資を有する頻度はどの程度か。
② 投資企業以外の企業が、相場価格のある子会社、共同支配企業、関連会社への投資を有し、親会社の個別財務諸表で公正価値で測定する頻度はどの程度か。
③ ベンチャー・キャピタル組織、ミューチュアル・ファンド、ユニットトラスト等が相場価格のある共同支配企業や関連会社の投資を有し、投資者の連結財務諸表及び個別財務諸表において公正価値で測定する頻度はどの程度か。

(2) 相場価格のある投資の公正価値測定を、P×Qを基礎に行うことについて、どの程度目的適合性があると考えるか。

(3) 評価技法が用いられる場合、公正価値測定に用いられる主要なインプットは何か。それらの測定において、プレミアムやディスカウントはどの程度目的適合的／支配的か、また、それらはどの程度裏付けられるか。

(4) 我々がリサーチに含めることを推奨するような個別のインプット（例えば、学術ペーパー、個別データ、何らかの見解を裏付ける証拠など）はあるか。

（分析）

10. 前項の質問に対応するための分析を以下に示す。

(1) 我が国でIFRSを適用している企業に関して、前項の質問(1)の状況は以下のとおりである。

① 現在の適用企業の中で親会社が投資企業に該当するケースはないため、前項(1)①に該当するケースはないと考えられる。
② 日本では、制度上、企業が個別財務諸表にIFRSを適用することが認められていないため、前項(1)②に該当するケースはないと考えられる。
③ 連結グループ内にベンチャー・キャピタルがあり、それらを通じて相場価格のある関連会社の投資を有し、連結財務諸表において、その投資を公正価値で測定している企業があるが、限定的と考えられる。

(2) 前項の質問(2)に関しては、被投資先の投資を公正価値測定することが前提とされている。しかし、本公開草案に対する当委員会からのコメントでは、子

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資に関して、個別財務諸表上、公正価値測定を行うとの前提に反対しており、まずは、この立場を示すことが考えられる。

次に、我々の公正価値測定に関する意見に関わらず、IFRSでは公正価値測定が要求又は許容されていることを踏まえ、公正価値をP×Qで測定することに目的適合性があるか否かをコメントすることが考えられる。以下を考慮すると、原則として、P×Qを基礎とすべきと考えるが、処分単位が事前に明らかである場合には、その処分単位に基づき、評価技法又は調整後レベル1インプットを利用して公正価値を測定することが目的適合的ではないかと考える。

① IASB公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」では、ある項目の測定は、その項目が企業の将来キャッシュ・フローに貢献する方法を反映すべきと提案している。これを踏まえると、想定される出口での処分単位の大きさにより測定の結果が異なるのであれば、その処分単位を基礎として測定を行うことが目的適合性のある情報を提供すると考えられる。こうした処分は市場の状況を踏まえて実施されるため、通常、事前に将来における処分単位を特定することは困難と考えられる。このため、まとまった単位を前提とする支配プレミアムの調整を含めるべきではなく、P×Qにより公正価値を測定すべきと考えられる。

② 一方で、よりまとまった単位での処分が事前に明らかである場合(例えば、譲渡について相手方と合意がある場合など)には、その処分単位に基づき公正価値を算定することに目的適合性があると考えられる。この場合の公正価値は、市場で観察可能でないため、評価技法を利用又はP×Qに調整を行って測定することとなると考える。

(3) 公正価値測定の方法としては、相場価格のない株式の公正価値測定を扱ったIFRS第13号教育文書を参考にすると、インカム・アプローチ、マーケット・アプローチ、修正純資産アプローチの3つのアプローチが考えられる。それぞれに評価技法は、主に次のようなインプットが用いられると考える。

アプローチ	インプット
インカム・アプローチ	被投資先の見積将来キャッシュ・フロー、キャッシュ・フローを考慮する期間、キャッシュ・フローの割引率
マーケット・アプローチ	類似会社の評価乗数、最近の取引価格、支配プレミアム
修正純資産アプローチ	貸借対照表上の簿価、資産・負債の公正価値、報告日と測定日の間で生じた事象の影響の調整等

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

実際の評価実務では、評価技法を用いて算出される公正価値とP×Qとの差は、主に支配プレミアム部分が相当するという旨が聞かれる。また、支配プレミアムは、通常、(入手可能であれば) 株価に一定率を掛けて算定されるほか、市場で付けられる類似業種会社等の実績データを用いて妥当性の確認が行われることが多いと聞いている。

(4) 評価の専門家からは、2015年9月にAppraisal Foundationから発表された公開草案「市場参加者の取得プレミアムの測定と適用」(*The Measurement and Application of Market Participant Acquisition Premiums*) がプレミアム算定にあたって参考となるほか、プレミアムの実績データについては、Mergerstat Reviewなどのデータベースが用いられることが多い旨が聞かれる。

(ASAF会議における発言案)

11. ASAF会議での質問に対する発言案は、以下のとおりである。

(1) 我々の法域では、①及び②に該当するケースはない。③に該当するケースはあるが、頻度は限定的である。

(2) ASAFメンバーへの質問は、子会社、関連会社、共同支配企業への投資を公正価値測定することが前提とされている。しかし、我々は、投資企業の保有する子会社への投資、ベンチャー・キャピタル等の保有する関連会社及び共同支配企業への投資を除き、個別財務諸表上、子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資に関して公正価値測定を認める現行IFRSの取扱いは、適切と考えていない。これは、これら投資先への投資は、事業を通じたキャッシュ・フローの獲得を目的としており、売却を目的とするものでないため、財務業績の観点で、公正価値は目的適合性のある情報を提供しないと考えるからである。

一方、現行IFRSにおける子会社等の投資を公正価値測定する取扱いを前提とする場合に、それらの投資の公正価値測定をどのように行うかについては、原則として、株価単価Pと株式数量Qの積 (P×Q) を基礎とすべきではないかと考える。ただし、事前にまとまった単位での処分が明らかな場合 (例えば、譲渡について相手方と合意がある場合など) には、その処分単位に基づき評価技法の利用やP×Qに必要な調整を行って公正価値を測定すべきと考える。これは、企業は、通常、市場の状況を見ながら投資の処分を行うことから、事前に処分単位を特定することは困難であり、P×Qに支配プレミアムの調整を加えることが適切と考えられないためである。その一方、処分単位が事前に明らかである場合には、その単位を反映した測定を行うことが目的適合性のある情報を提供すると考えられるためである。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(3) 公正価値測定の方法については、インカム・アプローチ、マーケット・アプローチ、修正純資産アプローチの3つのアプローチが考えられるが、評価専門家からは、マーケット・アプローチを用いることが一般的という旨が聞かれる。また、マーケット・アプローチによって評価を行う際には、P×Qに支配プレミアムを調整する方法が主に用いられるほか、支配プレミアムは、市場での株価に一定率を掛けて求められる旨が聞かれる。

相場価格のある現金生成単位の公正価値測定

12. 本公開草案では、相場価格のある現金生成単位（CGU）を、処分費用控除後公正価値に基づいて回収可能価額を測定する場合、その価額を相場価格（P）と、金融商品の数量（Q）の積（P×Q）で算定すべきことを提案している。

13. ASAFメンバーへの質問は次のとおりである。

（質問事項）

(1) 相場価格のあるCGUの回収可能価額を測定する場合、P×Qを用いた処分費用控除後公正価値に基づくことをどの程度目的適合性があると考えるか。

(2) 本公開草案の測定の提案は、相場価格のあるCGUの減損テストに影響を与える予想しない結果をもたらすか。

(3) 我々がリサーチに含めることを推奨するような個別のインプット（例えば、学術ペーパー、個別データ、何らかの見解を裏付ける証拠など）はあるか。

（分析）

14. 前項の質問に対する対応のための分析を以下に示す。

(1) 相場価格のある企業がCGUとされた場合に関して、処分費用控除後公正価値の測定は、P×Qを基礎とすべきではないかと考える。回収可能価額の算定では、処分費用控除後公正価値と使用価値の回収可能価額とされるが、処分費用控除後公正価値の採用は、合理的な企業にとって当該CGUの処分が有利であることを前提とする。その場合、本資料の10項(2)と同様の分析となると考えられる。この場合、事前に処分単位が明らかな状況は想定できないため、処分費用控除公正価値をP×Qを基礎とすべきではないかと考える。

(2) 本公開草案の測定の提案がもたらす影響について、予想しない結果が生じるとは考えていない。

(3) 本資料の10項(4)と同様である。

（ASAF会議における発言案）

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

15. 前項の質問に対するASAF会議での発言案は以下のとおりである。

(1) 回収可能価額の算定では、処分費用控除後公正価値と使用価値の回収可能価額とされるが、処分費用控除後公正価値の採用は、合理的な企業にとって当該CGUの処分が有利であることを前提とする。その場合、「相場価格のある投資の公正価値測定」に関する質問への回答と同様に、処分費用控除後公正価値は、株価単価Pと株式数量Qの積（P×Q）を基礎とすべきではないかと考える。

(2) 特段、予想しない結果をもたらすとは考えていない。

本公開草案へのコメント者から提起された解決案

16. 本公開草案へのコメント者からは、次のような提案が行われている。

(1) 企業が公正価値をより忠実に表現する測定を識別できる場合を除き、P×Qが相場価格のある投資の公正価値を最もよく表す測定であるとする反証可能な推定を設ける。例えば、企業は、投資全体の測定に影響を与えるプレミアムやディスカウントを合理的かつ監査可能な方法で識別し説明できるものとする。

(2) 認識された投資の公正価値（評価技法又は調整後レベル1インプットのいずれかを用いて測定）及びP×Qによる測定の双方を、両者の相違を説明する調整表とともに開示する。

17. ASAFメンバーへの質問は次のとおりである。

（質問事項）

(1) 前項の提案についてどのように考えるか。

(2) 追加の提案はあるか。

（ASAF会議における発言案）

18. 前項の質問に対するASAF会議での発言案は以下のとおりである。

(1) 本資料の16項(1)の提案に関しては、我々は、P×Qが相場価格のある投資の公正価値を最もよく表す測定であるとする反証可能な推定を設けることに同意する。本来は、当該企業が投資を処分する単位を会計単位とすべきであり、この処分単位が事前に明らかであれば、それを利用すべきであるが、それ以外の場合はP×Qに支配プレミアムの調整を含めるべきではないと考えるからである。例えば、企業が保有する投資全体を譲渡することが決まっているケースについては、投資全体を会計単位とした公正価値とすべきと考える。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

本資料の16項(2)の提案に関しては、認識された投資全体を会計単位として、評価技法又は調整後レベル1インプットのいずれかを用いて、財務諸表本表の公正価値測定がなされていることを前提としていると理解している。我々は、この前提は、処分単位が投資全体であることが事前に明らかである場合（例えば、譲渡について相手方と合意がある場合など）に満たされると考えている。こうした状況においては、評価技法等に基づく公正価値が目的適合性を認めて財務諸表本表に計上されていることから、本資料の16項(2)の提案のようにP×Qの測定を開示し、評価技法等に基づく公正価値との相違を説明する必要はないと考える。

ただし、仮にIASBスタッフからの質問が処分の単位が投資全体であることが事前に明らかであるか否かに係わらず、財務諸表本表での測定を評価技法等に基づく公正価値で行うことを前提としている場合、P×Qは追加的な情報価値を持つと考えられるため、本資料の16項(2)の提案のようにP×Qの測定を開示し、評価技法等に基づく公正価値との相違を説明することが必要になると考える。

(2) 追加提案はない。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

付録 1

IASB 公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」の概要（第 302 回企業会計基準委員会（平成 26 年 12 月 18 日）の資料の抜粋）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、IASB が 2014 年 9 月に公表した公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定（コメント期限は 2015 年 1 月 16 日)」（以下「本 ED」という。）の提案内容の概要について説明を行うとともに、コメントの方向性についてご意見を頂くことを目的としている。

II. 本 ED の目的及び論点

2. 本 ED は、これまで IFRS 解釈指針委員会に寄せられた質問を踏まえつつ、次の目的で公表されたものである。

(4) 子会社、共同支配企業及び関連会社（以下「子会社等」という。）に対する投資についての会計単位、及び当該投資が活発な市場において相場価格がある場合（以下「相場価格のある投資」という。）における公正価値測定の方法を明らかにすること。

→ 上記の観点から、次の基準について修正が提案されている。

- IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）
- IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」（以下「IFRS 第 12 号」という。）
- IAS 第 27 号「個別財務諸表」（以下「IAS 第 27 号」という。）
- IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）

(5) 資産の減損において、資金生成単位（以下「CGU」という。）が活発な市場において相場価格がある企業に対応している場合（相場価格のある CGU）において当該資金生成単位の回収可能価額の処分コスト控除後の公正価値に基づく測定の方法を明らかにすること。

→ 上記の観点から、IAS 第 36 号「資産の減損」（以下「IAS 第 36 号」という。）の修正が提案されている。

(6) IFRS第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS第 13 号」という。）第 48 項で例示された、市場リスクがほとんど同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキー

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

のレベル 1[2]に区分される金融資産と金融負債のグループから生じる市場リスクに対する企業の正味エクスポージャーの公正価値測定について、具体的なケースへの適用を例示すること。

→ 上記の観点から、IFRS 第 13 号に設例を追加することが提案されている。

3. 前項に記載した点を明らかにするため、本 ED では、主に次の論点について検討が行われている。

(1) 子会社等に対する投資についての会計単位は投資の全体として捉えるべきか、個々の金融商品として捉えるべきか（本資料の第 10 項から第 11 項を参照）。

(2) 相場価格のある子会社等に対する投資及び相場価格のある CGU の公正価値測定は、相場価格（P）に保有している金融商品の数量（Q）を乗じた積、すなわち、P×Q とすべきか（本資料の第 12 項から第 17 項を参照）。

(3) 市場リスクがほとんど同じで公正価値測定において公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される金融資産と金融負債から構成されるグループが純額エクスポージャーに基づいて管理されている場合に公正価値測定の例外規定を用いる場合、当該純額エクスポージャーは純額のポジションに対応するレベル 1 の価格を乗じることによって測定されるべきか（本資料の第 18 項から第 22 項を参照）。

III. 本 ED が公表された理由

4. IFRS 第 13 号第 69 項では、公正価値測定について以下のように定めている。

(1) 公正価値測定には、その公正価値測定を要求又は許容している IFRS における会計単位と整合しないプレミアム又はディスカウントを組み込んではならない。

(2) 一定の場合を除き、いかなる場合にも、資産又は負債についての活発な市場における相場価格（すなわち、レベル 1 のインプット）があれば、企業は公正価値を測定する際に当該価格を修正なしで使用しなければならない。

5. 他方、現行IFRS第 10 号、IAS第 27 号及びIAS第 28 号では、子会社、共同支配企業、及び関連会社に対する投資について、IFRS第 9 号「金融商品」（以下「IFRS第 9 号」という。）を参照しつつ、FV-PLやFV-OCIを用いて測定を行うことが要求又は許容されている（図表 1 参照 ）。

[2] 測定日における企業がアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）のこと（IFRS 第 13 号付録 A）。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（図表 1）現行 IFRS における定め

基準	会計上の取扱いの内容
IFRS 第 10 号	投資企業は「特定の子会社に対する投資は、IFRS第 9 号に従ってFV-PLで測定」する。
IAS 第 27 号	企業が個別財務諸表を作成する場合には、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資について、(a)取得原価、又は、(b)IFRS第 9 号に準拠する方法のいずれかで会計処理しなければならない。
IAS 第 28 号	企業は、（中略）関連会社及び共同支配企業に対する投資を、IFRS第 9 号に従ってFV-PLで測定することを選択できる。

6. IFRS第 9 号では、持分証券への投資について個別の金融商品を会計単位とすることとされている。このため、一部の関係者から、IFRS第 10 号等におけるIFRS第 9 号への参照（図表 1 参照）が、投資の測定基礎（例えば、FV-PL）に関する部分のみを指すものか、当該投資の会計単位（すなわち、会計単位を個別の金融商品とすべき旨）までも含んでいるかが不明確であるという指摘がされている。

7. 仮に、図表 1 の IFRS 第 10 号等における IFRS 第 9 号への参照が投資の測定基礎（例えば、FV-PL）に関する部分のみを指すものであるならば、会計単位は IFRS 第 9 号ではなく IFRS 第 10 号等に従うこととなる。この場合、会計単位の捉え方について、次の 2 つの解釈が考えられる。

   (1) 投資を構成する個々の金融商品

   (2) 投資の全体（すなわち、会計単位は単一となる。）

8. この場合、前項の会計単位の捉え方と、レベル 1 のインプットを用いて公正価値をどのように行うべきかに関するIFRS第 13 号の第 69 項及び第 80 項[3]の要求事項との関係で、活発な市場において相場価格のある投資について公正価値測定を行う方法について次の 2 つの異なる見解が考えられる。

   (1) 投資の全体という会計単位についてのレベル 1 のインプットは存在しないため、投資の公正価値は、別の評価技法を使用するか又は投資の基礎となっている個々の金融商品との相違を反映するよう、レベル 1 の価格に調整を加えることによって測定すべきである。

[3] IFRS 第 13 号第 80 項では、「企業が単一の資産又は負債のポジション（金融商品の保有のように、大量の同一の資産又は負債で構成されるポジションを含む）を保有していて、当該資産又は負債が活発な市場で取引されている場合には、当該資産又は負債の公正価値は、個々の資産又は負債の相場価格と企業が保有している数量との積として、レベル 1 の中で測定しなければならない。これは、市場の通常の日次取引高が保有数量を十分に吸収できるものでなく、そのポジションを単一の取引で売却する注文を出すと相場価格に影響を与えるかもしれない場合であっても当てはまる。」とされている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(2) 投資はレベル 1 の価格を有する個々の金融商品で構成されていることから、当該レベル 1 の価格を IFRS 第 13 号の原則に従って使用しなければならず、当該投資の公正価値測定は、「相場価格（P）×個々の金融商品の数量（Q)」によって算出し、調整は行うべきでない。

9. また、IAS 第 36 号では回収可能価額を資産又は CGU の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額と定義している。このため、CGU が相場価格のある CGU である場合にも、公正価値測定のあり方について、本資料の第 4 項から第 8 項までと同様の論点が存在する。

Ⅳ. 本 ED における提案及びその根拠

１．子会社等に対する投資についての会計単位

10. 本EDにおいて、IASBは、子会社等への投資に適切な会計単位は、投資を構成する個々の金融商品ではなく、投資の全体と考えるべきという見解を示している。この理由は次のとおりである。

(1) 投資先への支配又は影響の程度を基礎とした投資先との関係の性質によって、それらの投資は IFRS 第 10 号等の範囲に含められていること

(2) 上記の特徴（投資先への支配や影響力の高さ）は、会計単位が、投資を構成する個々の金融商品ではなく、当該特徴が当てはまる投資全体であることを強く示していること

11. このため、IASB は IFRS 第 9 号への参照は、測定基礎を参照する旨を定めたものだけとして捉えるべきであると結論付けている。

２．相場価格のある子会社等に対する投資及び相場価格のある CGU の公正価値測定の方法

12. IASB は、子会社等に対する投資について会計単位は投資の全体であっても、当該投資が活発な市場における相場価格（すなわち、レベル 1 のインプット）のある金融商品で構成されている場合、当該投資の公正価値測定は、「P×Q」で算定すべきである旨を明確化するように、IFRS 第 10 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号の修正を行うことを提案している。

13. IASB が、前項の様に結論付けた理由は、次のとおりである。

(1) IFRS第 13 号において、調整前のレベル 1 のインプットを基礎とした場合の方が、目的適合性、客観性及び検証可能性が高いとされていること（IFRS第 13

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

号 BC168 項）[4]

(2) IFRS第 13 号において、関連性のある観察可能なインプットを最大限使用し、観察可能でないインプットの使用を極力使用しないこととしている[5]ほか、レベル 1 のインプットが利用可能である場合には、当該レベル 1 のインプットを常に調整なしで使用すべきであることを求められている[6]こと

(3) IFRS第 10 号における投資企業の修正において、投資企業は他の投資者が利用できない投資先からの便益を得ないはずである[7]と考えた旨と整合的であること

(4) 本 ED における修正提案の主たる影響は、子会社、共同支配企業及び関連会社を連結財務諸表において公正価値で測定する投資企業等にだけ適用されることを除き、個別財務諸表において適用となるだけであるため、影響は限定的と考えられること

14. これに伴い、IFRS第 12 号に準拠して、重要性がある共同支配の取決め又は関連会社について持分法で会計処理される場合、当該投資について公表された市場価格があるときの公正価値の開示[8]についても、「P×Q」によって算定することが提案されている。

15. また、本 ED では、相場価格のある CGU の公正価値測定に関しても、「P×Q（調整は行わない）」によって測定すべきであることを明確化するために IAS 第 36 号を修正することが提案されている。

16. IASB は、個々の金融商品の価格を CGU 全体の公正価値を表すものと考えない者がいる可能性について認識しているが、IFRS 第 13 号がレベル 1 のインプットの使用を優先していることとの整合性を重視し、相場価格のある CGU は個々の金融商品についての相場価格を使用して測定すべきという旨を暫定決定している。

17. 以上について、次の図表 2 のようにまとめられる。

（図表 2）子会社等に対する相場価格のある投資及び相場価格のある企業に対応する CGU

---

[4] IFRS 第 13 号 BC168 項において、IASB は、レベル 1 のインプットは一般的に公正価値の最も信頼性のある証拠を提供するものであり、利用可能な場合は常に、公正価値の測定に用いるべきだという結論を下した。
[5] IFRS 第 13 号第 61 項を参照。
[6] IFRS 第 13 号第 77 項を参照。
[7] IFRS 第 10 号 B85I 項及び BC242 項を参照。なお、投資企業とは以下のすべてに該当する企業である（IFRS 第 10 号付録 A）。
(a) 1 つ又は複数の投資者から、当該投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得ている。
(b) 投資者に対して、自らの目的は資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに資金を投資することであると確約している。
(c) 投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行っている。
[8] IFRS 第 12 号第 21 項(b)(iii)を参照。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

の公正価値の測定のまとめ

見解	会計単位	測定アプローチ	公開草案の提案
1	投資の全体	別の評価技法 又は レベル１の価格を調整	
2		相場価格(P)×金融商品の数量(Q)	○
3	個々の金融商品		

３．市場リスクがほとんど同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル１に区分される金融資産と金融負債のグループが純額エクスポージャーに基づいて管理されている場合の公正価値測定

（論点）

18. IFRS第 13 号では金融資産と金融負債のグループの管理を、市場リスク又は信用リスクのいずれかに対する純額のエクスポージャーに基づいて行っており、一定の条件を満たす場合には、公正価値の測定に関してIFRS第13号に対する例外として、当該金融資産と金融負債のグループの公正価値を純額のロング・ポジションまたは純額のショート・ポジションの価格に基づいて測定することが認められている[9]。ここで、当該グループがレベル 1 のインプットに区分される金融資産及び金融負債から構成される場合には、当該ポートフォリオの公正価値の算定に関して以下の 3 つの方法が考えられる。

(1) 見解 1：グループの中の金融資産と金融負債のそれぞれについてレベル 1 の価格に基づく測定を行い、IFRS 第 13 号第 48 項の例外規定を適用しない。

(2) 見解 2：IFRS第 13 号第 48 項の例外規定を適用して、純額エクスポージャーを基礎に、当該純額ポジションを構成する金融商品の数量に対応するレベル 1 の価格を乗じたものを考慮することにより公正価値測定を行う[10]。

(3) 見解 3：測定の単位は、利用可能なレベル 1 のインプットがない純額リスク・エクスポージャーであると考え、公正価値は、その特徴を考慮する評価技法を適用して測定する。

19. 前項の見解 1 から見解 3 の適用例は、以下のとおりである。

（前提[11]）ある企業Aが、市場リスクがほとんど同一である金融資産（10,000 のロング･ポジション）と金融負債（9,500 のショート･ポジション）のグルー

[9] IFRS 第 13 号第 48 項及び第 49 項を参照。
[10] (1)の方法と(2)の方法では、資産及び負債の公正価値として仲値を使用していない場合、例えば、資産ポジションについて買呼値（ビッド価格）を使用し、負債ポジションについて売呼値（アスク価格）を使用している場合に差異が生じる。
[11] 本 ED における IFRS 第 13 号に関する設例の修正案を一部修正して用いている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

プを保有しており、当該金融資産及び金融負債の公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される。企業Aは、資産ポジションについて買呼値、負債ポジションについて売呼値を使用することとしている。

公正価値測定時の仲値及び最も代表的な買呼値（ビッド価格）及び売呼値（アスク価格）（単位:CU）

CU	買呼値	仲値	売呼値
最も代表的な出口価格	99	100	101

(1) 見解 1 のもとでは IFRS 第 13 号第 48 項の例外規定を適用せず、当該金融資産及び金融負債の純額エクスポージャーの公正価値測定は次のようになる。

金融資産：10,000×@ 99= 990,000
金融負債： 9,500×@101= 959,500
純額エクスポージャーの公正価値：990,000-959,500= 30,500

(2) 見解 2 のもとでは、IFRS 第 13 号第 48 項の例外規定を適用して、純額のロング･ポジションに対して公正価値測定を適用する。

純額エクスポージャーの公正価値：(10,000-9,500)×@99= 49,500

(3) 見解 3 のもとでは、IFRS 第 13 号第 48 項の例外規定を適用して、純額のロング･ポジションに対して公正価値測定を適用する。しかし、測定の単位は、利用可能なレベル 1 のインプットがない純額エクスポージャーであると考え、公正価値は、その特徴を考慮する評価技法を適用して測定するため、(2)の結果である 49,500 と異なる公正価値測定がなされる可能性がある。

（本 ED における提案）

20. 本 ED では、前項の(2)の方法（見解 2）が提案されている。主な理由は、次のとおりである。

(1) 価格 P に関して、関連性のある観察可能なインプットの使用を最大限利用しつつ、観察可能でないインプットの使用を極力少なくすべきほか、レベル 1 のインプットが利用可能である場合には常に調整なしで使用すべきであるという IFRS 第 13 号の考え方と整合的であること

(2) 数量 Q に関して、金融資産と金融負債の市場リスクがほとんど同一であり、両者は相殺できるほか、純額ポジションは、企業がこうした未決済のリスク・エクスポージャーを手仕舞又は決済する方法を反映すること

(3) IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号が、企業が金融資産又は金融負債の公正価値を測定する際に、同一の市場リスクの中での相殺し合うポジションの影響を考慮

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

に入れる実務と整合的であるとともに、IASB は IFRS 第 13 号の公表時において当該実務を変えることを意図していなかったこと

(4) 見解 3 による方法は、レベル 1 のインプットに対してプレミアム又はディスカウントの調整を行わせるものであり、IFRS 第 13 号に従った公正価値測定では認められていないこと

21. IASB は、見解 2 が IFRS 第 13 号第 48 項の例外規定を適用する場合における公正価値測定の原則の適用から生じる帰結と考えているが、基準の一貫した適用を確保する観点から、本 ED では、同項の適用を例示するための設例を含めることが提案されている。

22. 本資料第 18 項及び第 20 項の IASB の検討をまとめると以下の図表 3 のようになる。

（図表 3）金融資産と金融負債のグループが純額エクスポージャーに基づいて管理されている場合の当該純額エクスポージャーに対する公正価値測定に関するまとめ

見解	IFRS 第 13 号第 48 項の例外規定	測定アプローチ	公開草案の提案
1	適用できない	（総額ポジションに対して） 相場価格(P)×金融商品の数量(Q)	
2	適用できる	（純額ポジションに対して） 相場価格(P)×金融商品の数量(Q)	○
3		（純額ポジションに対して） 別の評価技法 又は レベル 1 の価格を調整	

V. IASB の決定に対する反対意見

23. 本公開草案の公表にあたり、IASB理事のうち 1 名[12]が次の理由で本EDの公表に反対している。

(1) 会計単位は投資の全体であり投資を構成する個々の金融商品ではないという IASB の結論には同意するが、その結果、公正価値測定に用いる会計単位も、投資の全体とすべきであり、公正価値測定に用いられる会計単位は全体としての投資であり、公正価値で測定される資産であるところの基礎となる金融

[12] エーデルマン理事。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

商品ではない。

(2) したがって、個々の金融商品のレベル 1 のインプットは、投資の公正価値の唯一の決定要因とはなり得ず、むしろ、投資の公正価値は、別の評価技法を用いて測定するか、又は投資の全体と基礎となる個々の金融商品との価格差異を反映するようにレベル 1 のインプットを調整するかのいずれかとすべきである。

VI. 経過措置に関する提案

24. 本 ED では、IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号、IAS 第 27 号、IAS 第 28 号及び IAS 第 36 号の修正に関する経過措置について次のような提案がされている。

(1) 発効日より将来に向けて適用するが、早期適用は認める。ただし、いずれかの基準の修正案を早期適用する場合には、他の基準における他の修正案も同時に適用しなければならない。

(2) 修正の適用開始日において、影響額は利益剰余金の期首残高の修正として認識する。

25. 上記提案の理由は、主に次のとおりである。

(1) 提案されている修正は、IFRS 第 13 号における、新たな事象の発生又はより良い理解や判断の改善などを通じての新情報の入手による公正価値測定の方法の変更と同じであるため、会計上の見積りの変更と同じ方法、すなわち、将来に向かっての適用とされるべき。

(2) 将来に向かって適用することで、修正の過去の報告期間に対する影響と修正が最初に適用される報告期間における影響とを区別できるようになる。

(3) 相場価格のある CGU について遡及適用を要求した場合には、IAS 第 36 号第 124 項の要求事項が禁じるのれんの戻入が発生する可能性があり、修正に過大なコストが生じるとともに、有用な情報を提供しない。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

付録 2

当委員会からのコメント

2015 年 1 月 14 日

国際会計基準審議会御中

公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」に対するコメント

1. 我々は、国際会計基準審議会（IASB）による子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についての会計単位、及びそれらの投資に活発な市場における相場価格がある場合の公正価値測定並びに資金生成単位が活発な市場における相場価格のある企業に対応している場合の処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能価額の測定の明確化に関する取組みに敬意を表するとともに、公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」（以下「本 ED」という。）に対してコメントを提供する機会を得たことを歓迎する。

全般的なコメント

2. 我々は、本 ED に関連した IASB による次の結論及び提案を支持する。
   - 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についての会計単位は投資の全体であるべきという結論（質問 1）
   - 相場価格のある子会社、共同支配企業及び関連会社の公正価値測定は、相場価格（P）に当該投資を構成する金融商品の数量（Q）を乗じた積（調整は行わない）によるべきことを明確化するための修正提案（質問 2 及び質問 3）
   - 金融資産及び金融負債のグループから生じる、企業の市場リスクに関する純額のエクスポージャーの公正価値を対応するレベル 1 のインプットに従って測定すべき旨を明確化することを目的とする IFRS 第 13 号「公正価値測定」に関する提案された設例（質問 4）

3. しかし、我々は、そもそも個別財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資について FV-PL で測定すべきであるとは考えていない。むしろ、我々はそのような投資は相場価格の有無にかかわらず取得原価を基礎に測定すべきと考えている。

4. これは、我々は、企業が子会社、共同支配企業及び関連会社に投資する際には、通常、投資先が行う通常の事業活動からキャッシュ・フローを生成することを目

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

的として、それらに対する投資を行うと考えているためである。我々は、このように市場における売却を目的として保有していない投資については、財務業績を報告する観点から公正価値（市場価値）により測定を行うことは目的適合的ではないと考えており、個別財務諸表におけるそのような投資の測定に関しては、むしろ、取得原価を基礎にした測定がより目的適合的であると考えている。

個別質問へのコメント

質問 1——子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についての会計単位
IASB は、IFRS 第 10 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号の範囲に含まれる投資についての会計単位は、投資の全体であり、当該投資に含まれる個々の金融商品ではないと結論を下した（BC3 項から BC7 項参照）。 この結論に同意するか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。

5. 我々は、IASB の結論に同意する。子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計単位を投資全体とする考え方は、当該投資の性質（本 ED の BC6 項参照）と整合的であるためである。

6. ただし、本レターの第 4 項で記載した理由により、我々は、個別財務諸表において子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を FV-PL で測定するべきではないと考えている。

質問 2——子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についてのレベル 1 のインプットと会計単位の相互関係
IASB は、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値測定は、相場価格（P）に保有している金融商品の数量（Q）を乗じた積、すなわち、P×Q とすべきであり、調整は行わないことを明確にするために、IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号の修正を提案している（BC8 項から BC14 項参照）。 この修正案に同意するか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。理由を説明されたい（財務諸表利用者に提供される情報の有用性に関するコメントを含む）。

7. 我々は、投資企業が相場価格のある子会社等に対する投資を行っている場合に、相場価格のある投資の公正価値測定は P×Q（調整は行わない）によるべきことを明確化するための IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の修正案を支持する。我々は、次の理由から、本 ED において想定

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

されている状況において、投資の測定手法が会計単位（投資の全体）と整合的である必要はないと考えている。

(1) 本 ED の修正案が IFRS 第 10 号において適用される場合、投資企業は投資先の子会社、共同支配企業又は関連会社それぞれについて出口戦略（これには市場における売却方法も含む）を有していることが想定されること

(2) 投資企業が市場で保有する投資を取引する場合には、投資の全体ではなく、より小口の単位で売買を実施することが想定されること

(3) 他の評価技法又はレベル 1 のインプットにプレミアム又はディスカウントが加味された価格を用いた公正価値測定を行う場合、会社内部のデータ及び仮定が多く利用されること。それらのインプットは主観性の程度が高いため、信頼性をもった測定を確保することが困難である場合が多いほか、評価技法を用いた測定は多大な作業負荷（これには評価専門家の利用を含む）を必要とするため、コストと便益のバランスを満たさないのではないかと考えられる。さらに、特に四半期財務報告の文脈において、財務報告の期限を順守することが困難となるのではないかという懸念がある。

8. なお、我々は、本レターの第 4 項に記載した理由により、子会社、共同支配企業及び関連会社への投資は、個別財務諸表において、相場価格の有無に関わらず取得価額を基礎とした価額で測定すべきと考えている。このため、我々は個別財務諸表において企業が当該投資について取得原価を基礎とした価額で測定することを要求するように IAS 第 27 号「個別財務諸表」を修正することを提案する。

質問 3——相場価格のある企業に対応する CGU の公正価値の測定
IASB は、相場価格のある CGU の公正価値測定を相場価格のある投資の公正価値測定に合わせることを提案している。相場価格のある企業に対応する CGU の処分コスト控除後の公正価値に基づいて測定する回収可能価額は、相場価格（P）に保有している金融商品の数量（Q）を乗じた積、すなわち、P×Q（調整は行わない）とすべきであることを明確にするために、IAS 第 36 号を修正することを提案している（BC15 項から BC19 項参照）。処分コスト控除後の公正価値を算定するためには、処分コストをこの基礎で測定した公正価値の金額から控除する。 この修正案に同意するか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。

9. 我々は、企業が相場価格のある企業に対応する CGU の回収可能価額に関する処分コスト控除後の公正価値による測定をする場合の方法を明確化するために IAS 第 36 号「資産の減損」で提案されている修正案に同意する。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

10. 相場価格のある CGU の回収価格に関する処分コスト控除後の公正価値は、会計単位が投資の全体であることと整合的に、他の評価技法又はレベル 1 のインプットにプレミアム又はディスカウントが加味された価格を用いて測定されるべきであるという議論はあり得る。しかし、我々は、そのような測定方法は正味の売却価額と使用価値のいずれか高い方を基礎として回収可能額を測定するとされた根拠と整合していないと考える。IAS 第 36 号の結論の根拠（BCZ22 項）で説明されているように、資産の正味売却価額が使用価値よりも高い場合には、合理的な企業はその資産を処分するであろう旨が前提とされている。このため、本レターの第 7 項に記載した理由から、我々は P×Q を用いて測定する方法を適当と考える。

質問 4――ポートフォリオ

IASB は、IFRS 第 13 号について 1 つの設例を含めることを提案している。市場リスクがほとんど同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される金融資産と金融負債のグループへの同基準の第 48 項の適用を例示するためである。この設例は、このような金融資産と金融負債のグループから生じる市場リスクに対する企業の正味エクスポージャーは、対応するレベル 1 の価格に従って測定することになると説明している。

提案した IFRS 第 13 号に関する追加の設例は、IFRS 第 13 号の第 48 項の適用を例示していると考えるか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。

11. 我々は、提案された IFRS 第 13 号における設例の追加に同意する。しかし、実務における適用の一貫性を促進するため、IASB が提案した設例の基礎となる原則について、適用指針、結論の根拠又はその双方において説明を行うことを提案する。

質問 5――経過措置

IASB は、IFRS 第 10 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号の修正については、企業は、利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の中の他の内訳項目）の期首残高を修正して、子会社、共同支配企業又は関連会社に対する相場価格のある投資の従前の帳簿価額と当該修正が適用される報告期間の期首現在の当該相場価格のある投資の帳簿価額との差額を会計処理することを提案している。IASB は、IFRS 第 12 号及び IAS 第 36 号の修正は将来に向かって適用することを提案している。

IASB は、移行についての開示要求（BC32 項から BC33 項参照）も提案し、早期適用を認めることも提案している（BC35 項参照）。

提案している移行方法（BC30 項から BC35 項参照）に同意するか。反対の場合、その

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

理由は何か、また、どのような代替案を提案するか。

12. 仮に IASB が IFRS 第 10 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号への修正案を大きく変更することなく最終化する場合、我々は、これに関連する経過措置について、早期適用を許容しつつ遡及的に適用することを要求すべきと考える。我々は本公開草案で提案された方法による公正価値測定の方法による変更（すなわち、公正価値を相場価格に商品の数量を乗じて公正価値を測定すること）の影響は、IFRS 第 13 号の適用において想定された状況とは異なり、通常、公正価値測定の変更と峻別できると考えている。

* * * *

我々のコメントが、当プロジェクトにおける IASB の今後の審議に貢献することを期待する。

関 口 智 和
企業会計基準委員会 常勤委員

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。